

〈別冊〉重要な事項等説明書 企業用賠償責任保険(小規模保育総合補償制度用)用 ジェイアイ傷害火災保険株式会社

この書面にはご加入にあたっての「特に重要なお知らせ」が記載されております。「契約概要」には、ご加入に際して特にご確認いただきたい事項、「注意喚起情報」には、申込人にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。
この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、別途「小規模保育総合補償制度のご案内」、「普通保険約款・特別約款・特約」などを十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。また、「普通保険約款・特別約款・特約」などのご参照にあたりましては、ご遠慮なく保険契約者、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

契約概要(施設賠償責任保険)

1. 商品の仕組みについて

この保険は保険契約者をNPO法人全国小規模保育協議会、被保険者を同会の会員とする団体契約で、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、施設所有(管理)者特別約款およびセットされる特約から構成されます。

賠償責任保険(企業用)普通保険約款 + 施設所有(管理)者特別約款
+ 飲食物危険補償特約(小規模保育補償制度用)
+ 人格権侵害補償特約(小規模保育補償制度用)
+ 初期対応費用補償特約(小規模保育補償制度用)
+ 訴訟対応費用補償特約(小規模保育補償制度用)
+ 特定危険補償特約

上記以外に自動セットされる特約があります。詳細につきましては、加入申込票をご確認ください。

2. 補償内容について

詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
「小規模保育総合補償制度のご案内」の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。
- お支払いの対象となる損害
「小規模保育総合補償制度のご案内」の「お支払いする主な保険金」のページをご参照ください。
- 保険金をお支払いできない主な場合
「小規模保育総合補償制度のご案内」の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。

3. 特約について

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

4. 保険期間(保険のご契約期間)について

この保険の保険期間は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、「小規模保育総合補償制度のご案内」または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

5. 引受条件(保険金額など)について

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

6. 保険料について

お客様が実際にお支払いいただく保険料につきましては、「小規模保育総合補償制度のご案内」または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

7. 満期返戻金・契約者配当金について

このご契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

8. 保険料の払込みに関する事項(保険料払込方法、保険料払込期間)について

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

9. 解約返戻金などの有無およびそれらに関する事項について

ご加入を脱退される(解約される)場合には、保険契約者、取扱代理店または弊社にご連絡ください。脱退(解約)の条件によっては、普通保険約款などの定めるところにより、保険料を返還、または、未払保険料をご請求させていただくことがあります。なお、返還される保険料があっても、多くの場合で払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります。詳しくは、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

注意喚起情報(施設賠償責任保険)

1. クーリング・オフ(契約申込みの撤回など)について

このご契約は、全国小規模保育協議会が保険契約者となる団体契約であることから、クーリング・オフの対象ではありません。

2. 告知義務について

- 保険契約者または被保険者には、加入申込票の記載事項(加入申込票およびその付属書類の記載事項をいいます。)について、ご加入時に正しく告知していただく義務(告知義務)があります。告知にあたっては、特に加入申込票に☆印を表示した項目の記載にはご注意ください。
- 上記(1)に関して、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合には、弊社は、「告知義務違反」として、保険契約を解除することがあります。なお、弊社が「告知義務違反」による解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- 上記(1)に関して、訂正が必要となった場合、訂正前の保険料と訂正後の保険料との差額について、弊社は保険料の返還または追加保険料の請求を行う場合があります。弊社が追加保険料の請求を行った際に、追加保険料をお支払いいただけなかった場合、保険契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

3. 重大な事由による解除について

弊社は、以下のいずれかに該当する場合には、「重大な事由」による解除として、ご加入を解除することがあります。なお、弊社が「重大な事由」による解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 保険契約者または被保険者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または、生じさせようとした場合
- 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または、行おうとした場合
- 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合 など

4. 通知義務について

(1) 保険契約者または被保険者には、ご加入後に次のいずれかに該当する変更が発生した場合には、事前に(事前に変更の事実を把握できない場合は、遅滞なく)、取扱代理店または弊社にご連絡のうえ、契約内容変更依頼を行っていただく義務(通知義務)があります。

- ① 保険の対象(施設、業務等)に変更(追加および削除を含みます。)が生じる場合
- ② ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

- 通知事項にかかる変更のご連絡がない場合や遅れた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また、変更の発生によって、この保険の対象となる危険が著しく増加した場合などにおいては、弊社は、ご加入を解除することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 上記(1)に関して、通知いただいた内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、弊社は保険料の返還または追加保険料の請求を行う場合があります。弊社が追加保険料の請求を行った際に、追加保険料をお支払いいただけなかった場合、ご加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

5. 住所変更について

ご加入後に住所を変更した場合には、遅滞なく、取扱代理店または弊社に通知していただく必要があります。

6. 責任開始期について

保険責任は、保険期間(保険のご加入期間)の初日の午前4時(加入申込票にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に始まります。保険料は「小規模保育総合補償制度のご案内」記載の方法によりお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

7. 解約と解約返戻金について

「契約概要(施設賠償責任保険) 9. 解約返戻金などの有無およびそれらに関する事項について」をご確認ください。

8. 事故が発生した場合について

- 事故の通知について
事故が発生したことを知った場合には、直ちに、取扱代理店または弊社に通知していただく必要があります。
 - 正当な理由がなく、事故の発生に関するご通知がない場合には、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
 - 弊社の承認がないまま、相手方に対して損害賠償金の全部または一部を承認された場合には、保険金が支払われないことがありますので、十分ご注意ください。
- 損害防止義務および損害防止費用について
事故が発生したことを知った場合には、損害の発生および拡大の防止に努めていただく必要があります。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、損害の発生および拡大の防止を行わなかった場合は、弊社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。
- 他の保険契約等がある場合の保険金支払について
他の保険契約等(この保険で補償する損害と同様の損害を補償する保険契約または共済契約)がある場合で、それぞれの保険契約等につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、損害の額を超える場合は、弊社は、以下の額を保険金として支払います。
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- 代位について
損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合で弊社がその損害に対して保険金を支払った場合は、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、以下の額を限度とします。
 - 弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- 保険金の請求書類について
「小規模保育総合補償制度のご案内」の「保険金請求書類」のページをご参照ください。
- 保険金のお支払時期について
弊社は、「(5) 保険金の請求書類について」の書類をご提出いただいた日(請求完了日)から、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、別途、その旨を被保険者へお知らせし、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。
- 時効について
保険金の請求権は、普通保険約款に定める保険金の請求権が発生したときから3年間で消滅します。3年を経過した場合は、時効により保険金をお支払いできなくなりますので、十分ご注意ください。
- 損害賠償請求権者の先取特権
損害賠償請求権者に先取特権(被保険者に他の債権者がいる場合であっても、損害賠償請求権者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利)があります。

9. 財産状況の変化による保険金の削減について

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

10. 加入者証などについて

加入者証は保険契約の内容を記載している重要な書類です。加入者証の表示内容をご確認の上、大切に保管ください。

11. 代理店の権限について

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

12. 個人情報の取扱いについて

「小規模保育総合補償制度のご案内」をご参照ください。

13. ご相談窓口について

保険の内容に関する苦情・お問い合わせ・ご相談窓口	0120-877030 受付時間：平日(土・日・祝日・年末年始を除く。)の午前9時～午後5時
事故受付センター	0120-399061(フリーダイヤル) 受付時間：24時間
指定紛争解決機関 (弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。)	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター) 0570-022808(ナビダイヤル※1) ※1 お客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。 一部お繋ぎできないVHS、IP電話等からは03-4332-5241※2をご利用ください。 ※2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。 受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12月30日～1月4日を除きます。)(いずれの番号も所定の通話料がかかります。) 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)